

第4章 処理システムの検討

1 可燃ごみ処理方式

可燃ごみ処理方式として、主な処理方式を比較・整理したものを以下に示します。

項目	焼却施設	焼却施設+焼却残さ溶融施設	ガス化溶融炉施設（シャフト炉式）	ガス化溶融炉施設（流動床式 キルン式）
処理原理	ごみを燃焼によって安定な酸化ガスと少量の安定な無機質にかえる処理。 ストーカ式と流動床式に分けられる。	(焼却炉) 同左 (溶融炉) 発生した灰を高温で溶融する方式。	ごみをコークスが充填されたシャフト炉にコークス、石灰石と共に投入し、高温溶融する方式。	ごみの焼却と灰の溶融処理を一体化したものであり、ごみの持つ熱量を利用して、溶融する方式。
概念図				
特徴	実績が最も多く、信頼性が高い。	焼却炉と灰溶融炉が個別に運転可能。	不燃物、金属類の混入にも対応可能。	排ガス量が少ない。
留意点	灰の処理・処分が別途必要となる。	エネルギー効率の観点からは、熱分解ガス化方式と比較して劣る。	コークス投入に伴い、他方式に比べると排ガス量とCO ₂ の発生量が多い。	稼働実績が少ない。

2 生ごみ等処理方式

生ごみ等処理方式として、主な処理方式を比較・整理したものを以下に示します。(可燃ごみから生ごみを分別する場合)

項目	亜臨界水処理	メタンガス化	堆肥化	飼料化
処理原理	生ごみ等を加水分解し、短時間で飼肥料素材やメタン発酵用原料へ変換する方式。	生ごみ等をメタン発酵し、バイオガスを回収する方式。	生ごみ等を微生物を利用して分解・発酵させて堆肥を製造する方式。	生ごみや食品廃棄物を短時間で脱水・乾燥させて飼料を製造する方式。
処理フロー				
特徴	メタン発酵前処理としての採用が想定される。その場合、メタン発酵に係る工程が短縮され、発酵槽の規模が縮小できる。	ガスエンジン等による発電が可能。	有機肥料として土壤に還元できる。	堆肥化処理のような熟成用の設備や期間が不要。
留意点	プラスチックごみを亜臨界水処理した残渣は堆肥化、飼料化には適しません。	発電を行う場合、メタンガス燃焼に伴う排ガスが発生する。	製品の利用先の確保が必要。	分別の徹底による品質確保と生成物の需要と安定供給の確保が必要。

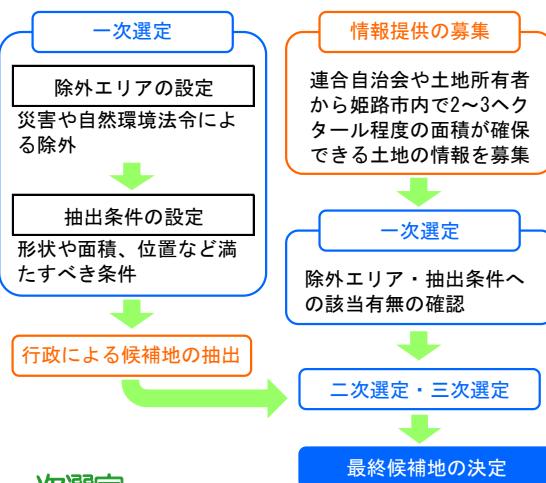
第5章 広域化の検討

本市に隣接している自治体の現状において、既に広域処理を実施しており、広域処理体制の必要性は高くなく、今回は単独処理を継続する方針です。

第6章 建設候補地の選定方法

1 選定手順

新美化センター建設候補地の選定は以下のフローに基づいて実施します。



2 一次選定

候補地にふさわしくないと考えられる法的制約条件及び物理的制約条件を設定し、制約条件に該当するエリアを候補地から除外します。また、形状、面積、地形、土地利用関係、学校・住宅等との位置関係から候補地として満たすべき条件にて候補地を抽出します。

3 二次選定

一次選定で抽出した候補地から絞り込みを行うため、立地条件と防災の視点から候補地の評価を行います。用途地域、道路整備の必要性、活断層の有無、浸水想定区域など **13 項目について3段階評価** とし、**総合点が高い候補地を三次選定の対象とします。**

4 三次選定

二次選定で抽出した候補地の順位付けを行ったため、周辺環境への配慮、合意形成、経済性の視点から候補地の評価を行います。住宅との距離、周辺道路の混雑度、他市町村との距離、用地取得費、収集運搬に係る走行距離など **11 項目について相対評価または3段階評価** とし、**最も総合点が高い候補地を優先候補地とします。**

第8章 公害防止基準の検討

新美化センターでは、排ガス、排水、騒音・振動、悪臭等について、法律及び条例等の規制基準を遵守します。特に、排ガスについては環境保全のため、規制基準より厳しい自主基準値を設定します。

第9章 施設整備スケジュール

新美化センターの整備スケジュールを以下に示します。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	～	R13	R14
住民説明									
整備基本計画及び事業方式等検討									
生活環境影響調査									
測量・地質調査									
事業者選定									
施設整備									
稼働開始									

第10章 財政計画

1 事業方式の検討

焼却施設の整備・運営事業において、近年の事例としては DBO 方式が最も多いです。また、事例から見ると PFI 等手法を採用することで、費用の低減が期待できますが、事業方式については事業者ヒアリングなどを含めて検討します。

2 概算事業費

事例より、概算事業費を以下の通り想定します。
整備コスト : 335～469 億円
運営コスト (20 年間) : 252～414 億円

第7章 施設規模の検討

本市の可燃ごみ(焼却処理量)は一般廃棄物処理基本計画において年々減少すると予測しています。また、新美化センターは令和 14 年度の稼働開始が想定されることから、施設規模は稼働後、最も処理量が多い令和 14 年度の焼却処理量により設定します。令和 14 年度の焼却処理量は 172,198 t (災害廃棄物含む) であり、エコパークあぼしでの処理を考慮すると、

新美化センターの施設規模は **268 t/日** となります。

第11章 新美化センターを核としたまちづくりの検討

新美化センターの整備に際し、敷地外への集客施設や敷地内への付帯施設の立地検討を行います。

また、脱炭素化に向けた取り組みや他の公共施設との連携の検討を行います。